

# 石綿事前調査結果報告システムに関する説明会

大気汚染防止法に関することについて

宮城県環境生活部環境対策課  
大気環境班

# 令和3年4月1日より，改正大気汚染防止法が施行されました。

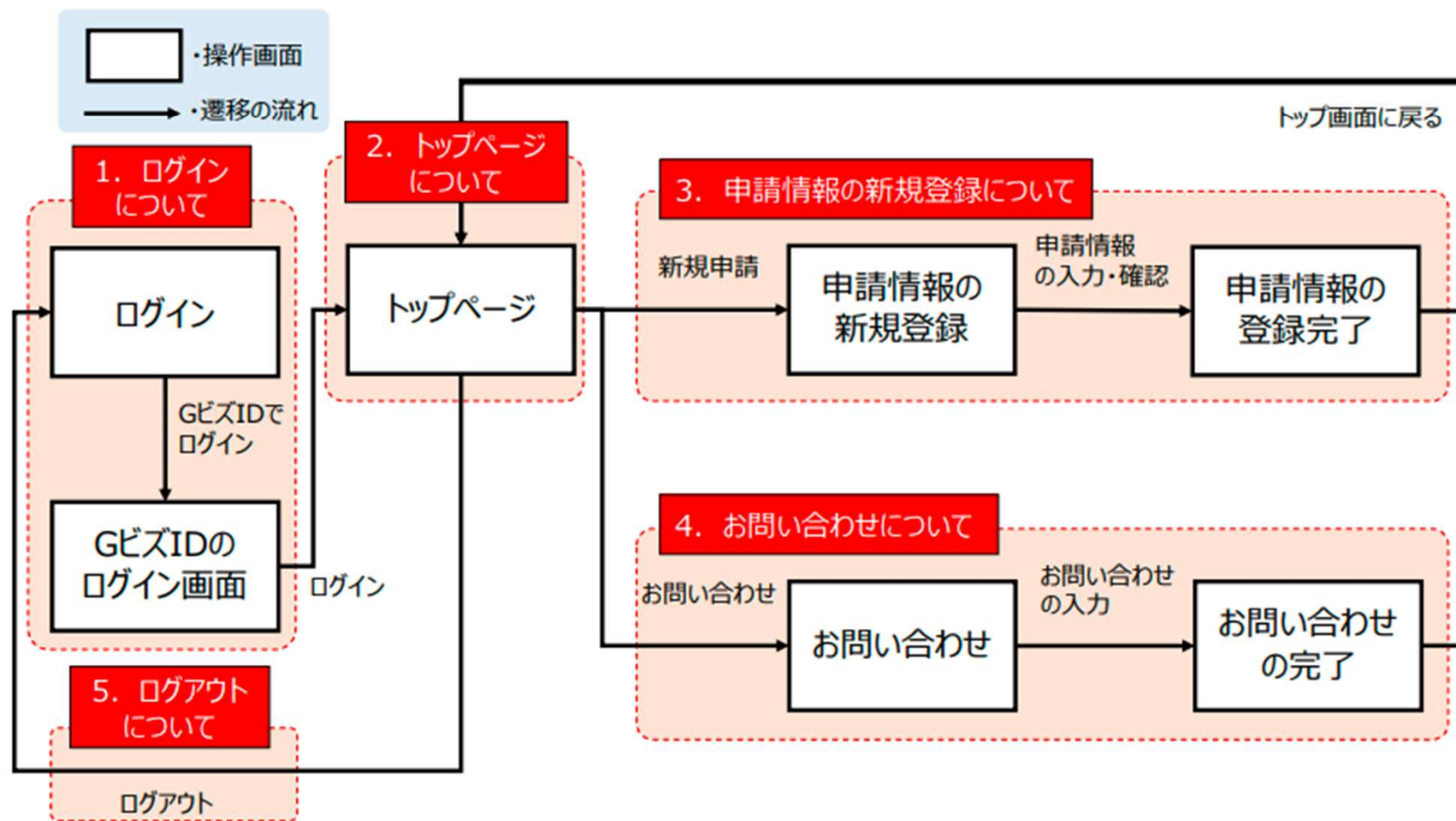
規制内容	令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		周知 令和3年4月施行		
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化	周知		
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施		周知、者の育成	令和5年10月 施行
	事前調査結果の記録の 作成、保存	周知	令和3年4月施行	
	事前調査結果の控への 現場への備え置き	周知		
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告	周知、システム整備		令和4年4月施行
隔離をともなう作業での 石綿漏えいの有無の確認		周知		
知識を有する者による		周知		

事前調査結果  
の報告が必要  
になります

# 石綿事前調査報告システム について

# 基本操作の流れ

本マニュアルでは石綿事前調査結果報告システムの基本的な操作方法について説明いたします。  
本マニュアルで説明する操作内容について、画面の流れを以下に示します。



# 石綿事前調査報告システムについて

- 基本的な事項については安衛法の入力事項と共通で、システムの入力画面に従い入力していきます。
- 次のスライドから、大防法のみに関する項目を紹介します。

## 新規申請

新規申請 > 元方（元請）入力



## 工事に関する基本情報

申請区分? **必須**

- 労働安全衛生法（石綿障害予防規則）
- 大気汚染防止法

安衛法，大防法の報告  
が可能です。

② 請負事業者の  
入力

③ 事前調査  
結果の入力



④ 申請  
(確認)

下書き保存

トップ画面  
に戻る

元方（元請）事業者情報

## 工事発注者情報

事業者の名称  

例) 環境株式会社霞ヶ関支店

代表者氏名 

例) 厚生 花子

発注者の住所

郵便番号 



123

-

1234

 検索する

[郵便番号が不明な方はこちらへ](#)

都道府県・  
市区町村名等  

例) 東京都千代田区

住所 (続き) 

例) 霞ヶ関5-67-8 環境ビル4F

## 建築物の概要

建築物又は工作物の新築工事の着工日

? 必須



不明

耐火?

耐火  準耐火  その他

構造?

木造  RC造  S造  その他

延べ面積

整数のみ m<sup>2</sup>

事前調査の終了年月日

必須

YYYY/MM/DD



分析による調査を行った箇所

例) 2階倉庫天井、3階床

分析による調査を行った場所を入力して下さい。



## 元方（元請）事業者の調査、分析を実施した者

### 事前調査を実施した者

氏名<sup>?</sup>

例) 事前 一部

講習実施機関の名称<sup>?</sup>

〇〇センター、〇〇協会〇〇〇県支部、日本アスベスト調査診断協会 など

事前調査を行った者が受講した建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の区分<sup>?</sup>

一般  特定  一戸建て等  その他

### 分析調査を実施した者

氏名<sup>?</sup>

例) 分析 次子

所属する機関又は法人の名称

例) 石綿分析株式会社

講習実施機関の名称<sup>?</sup>

日本作業環境測定協会、日本環境測定分析協会、日本繊維状物質研究協会 など

実施者が（一社）日本アスベスト調査診断協会登録者の場合はその他

所属する機関，法人名称を記入

## 申請先

### 労働安全衛生法（石棉障害予防規則）申請先

工事現場の  
管轄労働局 **必須**

工事現場の  
管轄労働基準監督  
署 **必須**

### 大気汚染防止法申請先

都道府県 **必須**

申請先自治体 **必須**

担当部署 **必須**

管轄に合わせて自動入力されるため、変更の必要はありません。

# 石綿事前調査結果報告システムの運用開始前に ユーザーテストを実施します

システムの運用開始(3月中を予定)に先立ち、実際のシステムを使用して操作に慣れていただくためのユーザーテストを実施します。事業者のみなさまの積極的なご参加をお願いします。

参加者	石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方
費用	無料 <small>※石綿事前調査結果報告システムの利用にかかる通信費用及び GビジネスIDの登録に必要な書類取得等にかかる費用は、事業者の負担となります。</small>
テスト期間	2022年1月18日(火曜日) から 2月18日(金曜日) まで <small>※実施時期が変更となる場合があります。変更した場合石綿総合情報ポータルサイトでお知らせします。</small>
URL	<a href="https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/">https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/</a> 
操作マニュアル	石綿総合情報ポータルサイト・環境省Webサイトに掲載



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿総合情報  
ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/> 



環境省  
Ministry of the Environment

環境省  
Webサイト

[http://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_87.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html) 

## 5. ユーザーテスト中の問合せ

### ユーザーテストの実施中に不明点や不具合が発生した場合の問合せ方法

#### ヘルプデスクへの問い合わせについて

ユーザーテストの実施中に、操作上の不明点やシステムの不具合が考えられる事象が発生した場合は、まずはじめにマニュアルの確認をお願いします。

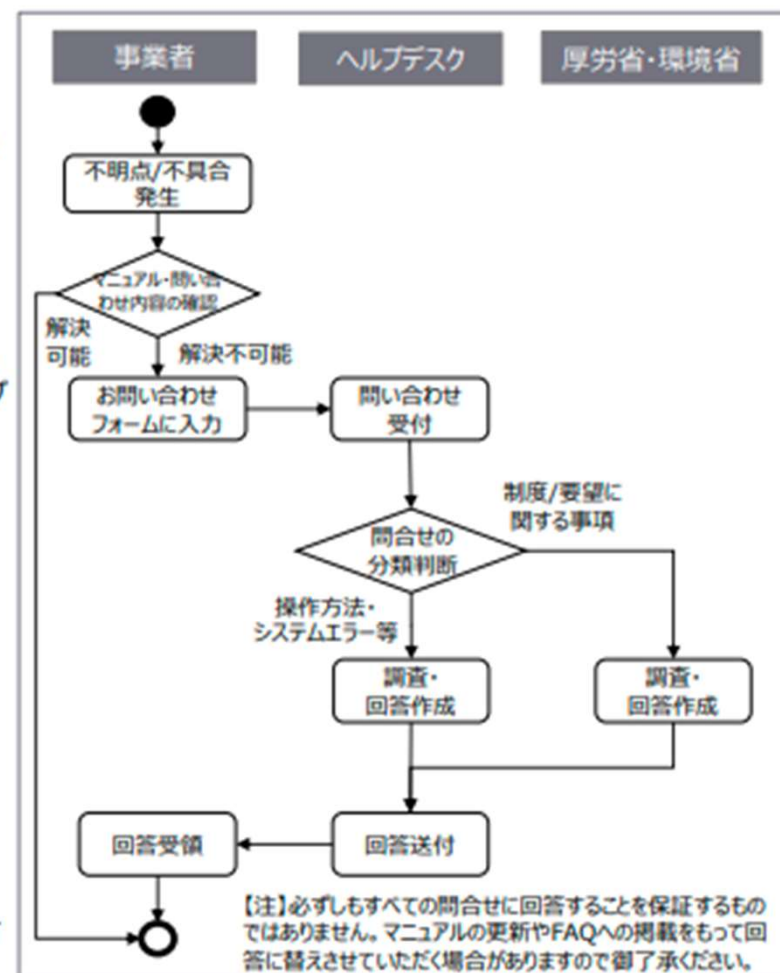
また、ユーザーテスト期間中は、システムのトップ画面に表示されるお知らせ一覧に、全国から寄せられた問い合わせ内容とその回答を掲載しますので、こちらをあわせてご確認をお願いします。

マニュアルやお知らせ一覧に記載がなかったり、記載どおりの操作を行っても期待する結果が得られない場合は、システム内に設けられているお問い合わせフォームからヘルプデスクにお問い合わせをお願いします。



#### 電話での問い合わせについて

ユーザーテスト実施中は、限られた人員で問い合わせ対応を行っているため、問合せは基本にお問い合わせフォームをお願いします。



# 大気汚染防止法の改正ポイントについて

# 規制対象が全ての石綿含有建材に拡大

- Q これまでには何が対象で、何が対象ではなかった？
- A これまでには、「吹付け石綿」及び「石綿を含有する断熱材，保温材，耐火被覆材」が大気汚染防止法の規制対象となっていて、その他の石綿含有建材は、飛散しないように気を付けて扱う必要がありましたが、規制対象ではありませんでした。

# 規制対象が全ての石綿含有建材に拡大

- Q 石綿含有建材とは？
- A 石綿を含有していることについては、建築材料の製造等の際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものをいうものとしています。具体的なものとして、「石綿含有成形板等（石綿を含有する成形板，セメント管，押出成形品等）」及び「石綿含有仕上塗材」が示されました。

# 事前調査の記録作成の義務付け等

- 調査に関する記録の作成・保存が義務付けされました。また、令和4年度以降、事前調査結果の都道府県等への報告の義務付け、調査方法の法定化が行われます。
- Q 調査に関する記録はどのように作成すればいい？
- A 工事概要、調査結果、根拠等必要事項について作成し、3年間保管します。



# 作業結果の報告， 作業記録作成の義務付け

- Q 作業結果の報告とは？
- A 特定工事の元請業者は，工事における特定粉じん排出等作業が完了したとき，完了年月日，実施状況の概要等を発注者に書面で報告する必要があります。
  
- Q 作業記録はどのように作成すればいい？
- A 工事の概要に関する事項，作業実施機関，作業実施状況等の必要事項について作成し，3年間保管します。

# 作業基準の改正

- Q どのような内容の改正であったか。
- A 特定粉じん排出等作業の計画の作成，作業工程ごとの確認等の規定が追加されています。また，規制対象が全ての石綿含有建材に拡大したことに伴い，「石綿含有成形板等」及び「石綿含有仕上塗材」の除去作業に具体的な作業基準が示されました。

# 作業基準の改正

- Q 具体的に作業基準はどのようなものか。
- A 「石綿含有成形板等」について特定建築材料を切断，破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すことや「石綿含有仕上塗材」について除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること等の作業基準が示されています
- 詳細はマニュアル等でも示されていますので，参考にして適正な作業を行うようにして下さい。

## マニュアルについて

- 必要なばく露飛散防止措置等の詳細については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」をご参照ください。
- [https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)
- 不明点等につきましては、管轄の保健所等へ御相談下さい。

Google 提供



[トピックス一覧](#)

[新着情報一覧](#)

[報道発表一覧](#)

[環境Q&A](#)

[ホーム](#)

[環境省のご案内](#)

[政策分野・行政活動](#)

[環境基準・法令等](#)

[白書・統計・資料](#)

[申請・届出・公募](#)

[報道・広報](#)



## 大気環境・自動車対策

[ホーム](#) > [政策分野・行政活動](#) > [政策分野一覧](#) > [大気環境・自動車対策](#) > [石綿（アスベスト）問題への取組](#) > [建物を壊すときにはどうしたら良いの？](#) > [建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）](#)

### 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）

■ [全文\[1~370頁\].\[PDF 29,619 KB\]](#) 

※[訂正表\[PDF 149 KB\]](#) 

#### ■ 分割

[表紙・目次 \[PDF 268KB\]](#) 

[第1章 石綿に関する基礎知識\[1~13頁\].\[PDF 2,230 KB\]](#) 

#### — 環境省のご案内

- ▶ [環境省の組織案内](#)
- ▶ [大臣・副大臣・環境大臣政務官](#)
- ▶ [幹部職員名簿](#)
- ▶ [環境省の率先実行](#)
- ▶ [採用・キャリア形成支援情報](#)
- ▶ [パンフレット一覧](#)
- ▶ [所管法人](#)

#### — 政策分野・行政活動

- ▶ [お知らせ一覧](#)
- ▶ [審議会・委員会等](#)

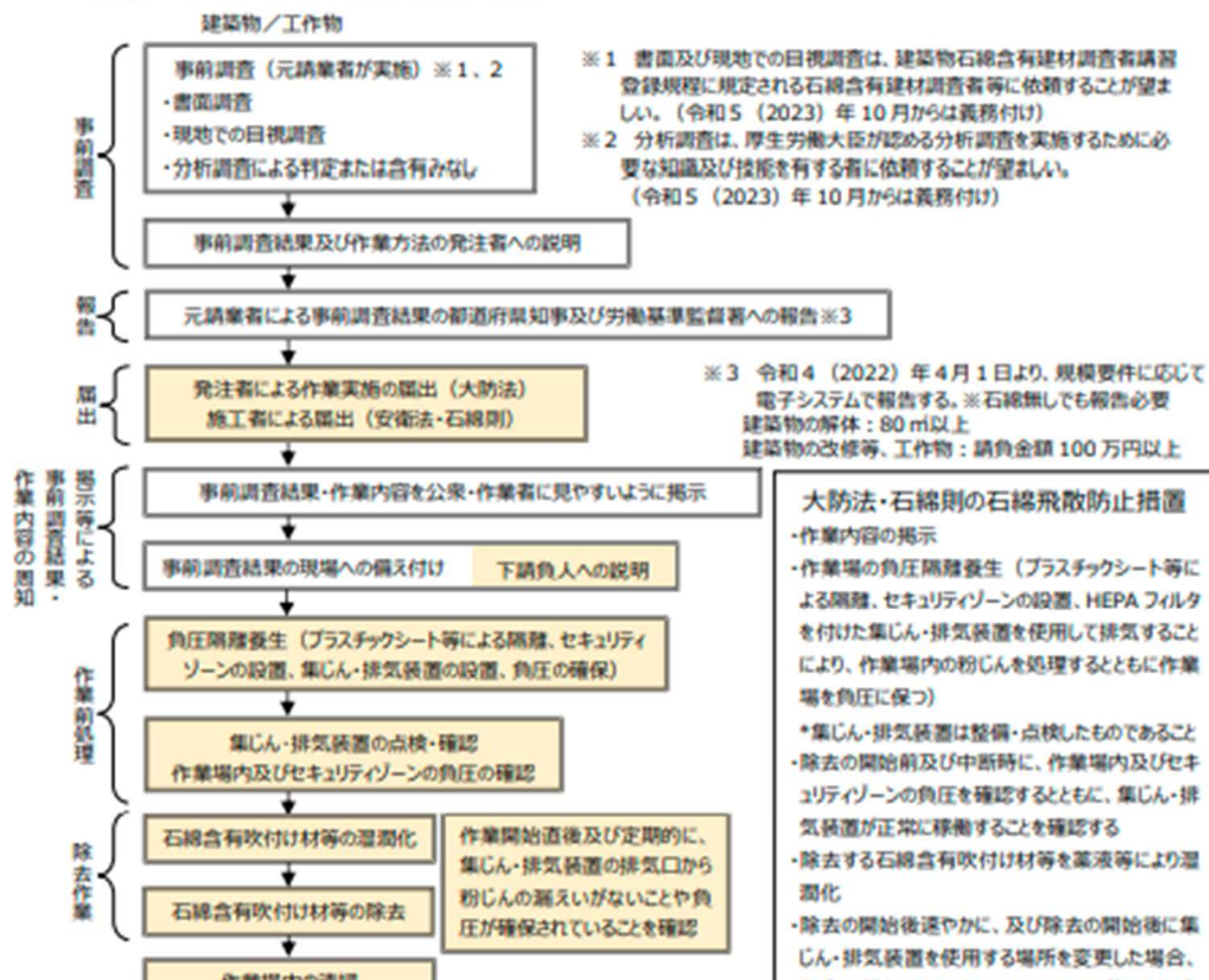
## 目次

	頁
1 石綿に関する基礎知識.....	1
1.1 石綿の物性等.....	1
1.2 石綿の生産・使用.....	4
1.3 環境中の石綿濃度.....	8
1.4 石綿の健康影響.....	11
2 関係法令の解説.....	14
2.1 石綿に係る法規制の変遷.....	14
2.2 大気汚染防止法.....	16
2.3 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則.....	49
2.4 その他の関係法令.....	67
3 用語の定義.....	69
3.1 関係法令の名称.....	69
3.2 建築材料等の定義.....	70
3.3 除去等作業等に関する用語.....	72
4 建築物等の解体等における飛散防止対策.....	76
4.1 石綿飛散・ばく露防止対策の概要.....	76
4.2 作業の一般的手順.....	80
4.3 事前調査.....	85
4.4 作業計画の作成.....	102
4.5 作業実施等の届出.....	107

## 4.2 作業の一般的手順

### 4.2.1 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等を切断等により除去等を行う場合

#### 【解体又は改修等における除去を行う場合】



#### 4.3.2 事前調査の実施方法

事前調査の実施方法の概略は、図 4.3.1 のとおりである（事前調査の詳細な手法については、付録 I を参照。）。

事前調査では、まず、書面調査や現地での目視調査を実施し、これらの調査で建材の石綿含有の有無が分からなかった場合は分析調査を行い、石綿含有の有無を判断する。

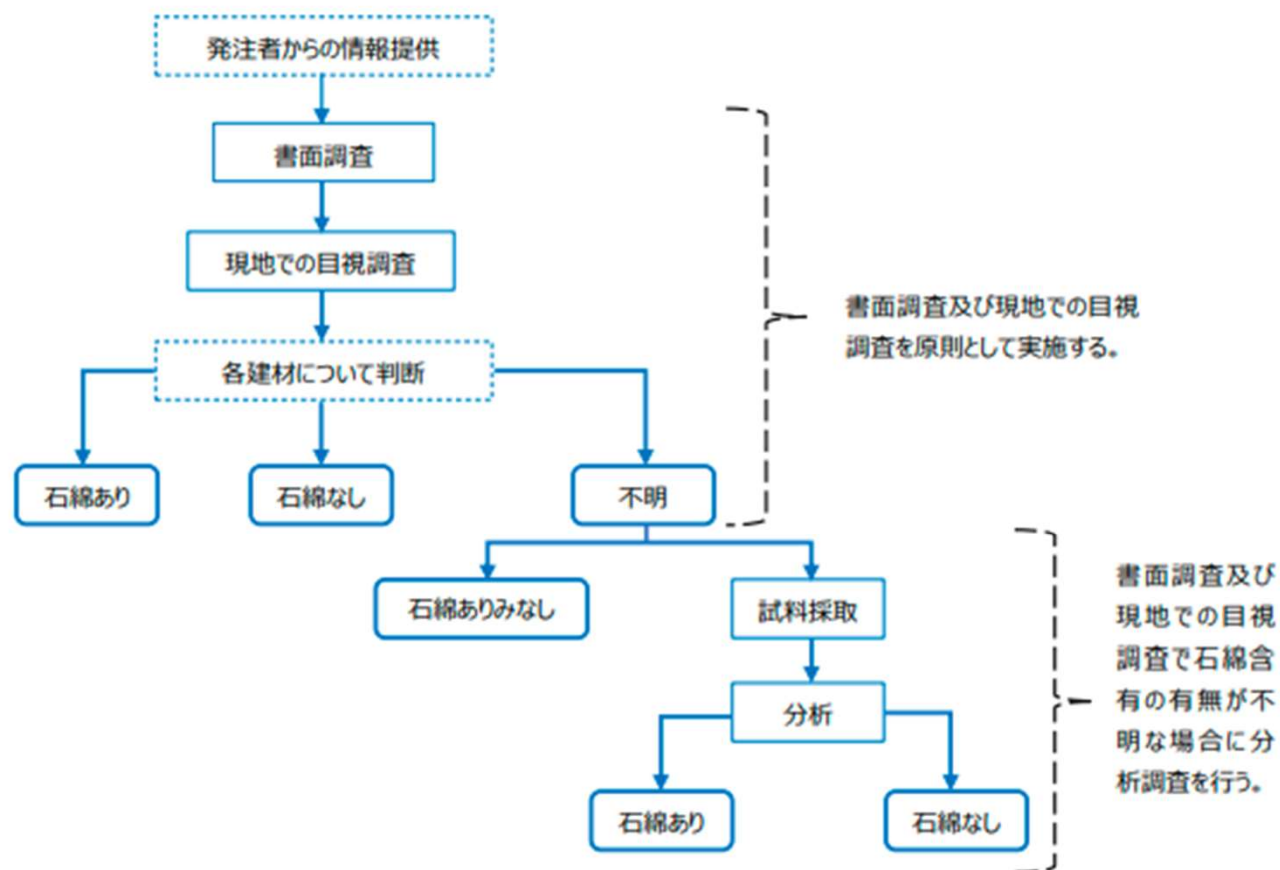


図 4.3.1 事前調査の概念図



# お問い合わせ先

大気汚染防止法に関すること		電話番号	管轄区域
宮城県	仙南保健所環境廃棄物班	0224-53-3118	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡
	塩釜保健所環境廃棄物班	022-363-5506	塩竈市, 多賀城市, 富谷市, 宮城郡, 黒川郡
	塩釜保健所岩沼支所 環境廃棄物班	0223-22-6295	名取市, 岩沼市, 亶理郡
	大崎保健所環境廃棄物班	0229-87-8002	栗原市, 大崎市, 加美郡, 遠田郡
	石巻保健所環境廃棄物班	0225-95-1418	石巻市, 登米市, 東松島市, 牡鹿郡
	気仙沼保健所環境廃棄物班	0226-22-5127	気仙沼市, 本吉郡
仙台市	環境局環境部環境対策課 大気係	022-214-8222	仙台市

ご清聴ありがとうございました